

業務従事期間証明書

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会会長 様

| | |
|-------------------|--|
| 作成年月日 | 令和 年 月 日 |
| 従事先施設名 代表者の職氏名 | <div style="text-align: right;">社判</div> |

次の借受人が業務従事したことを証明します。

| | | |
|--------------------------|--|--------------|
| 借受人番号 | | |
| 住所 | 〒 | |
| ふりがな | | |
| 借受人氏名 | | |
| 連絡先 | 自宅TEL () | 携帯TEL () |
| 業務従事先 | 所在地 | 〒 |
| | 施設名 | |
| | 電話番号 | |
| | 実施事業の種別番号 | () 裏面(別表)参照 |
| 従事職種 (いずれかに☑) | <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保育教諭 <input type="checkbox"/> 児童の保護 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 勤務形態 (いずれかに☑) | <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤(パート、アルバイト) ※1 ⇒従事日数: 日/週 ※2・ 日/月・ 日/年 | |
| 業務従事期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 | |
| うち休職(業)期間の有無 (いずれかに☑) | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ 期間: 令和 年 月 日から 令和 年 月 日 理由: _____ ※3 | |

※1 非常勤の場合、雇用期間730日以上かつ従事日数360日(年間180日)以上必要です。

※2 週の従事日数とは、祝日のない週の勤務日数です。(月も同様です。年は実従事日数です。)

※3 休職(業)期間(病気休職、育児休業等)は償還免除に必要な業務従事期間から除かれます。

※4 この様式での証明が困難な場合は、施設独自の勤務期間証明書に代えることができます。

別表 潜在保育士就職準備金 保育所等一覧

| 法令・通知等 | 施設・事業 | 番号 |
|---|---|----|
| 児童福祉法第7条 | 保育所 | 1 |
| 学校教育法第1条 | ・(預かり保育)を常時実施している幼稚園 ・「認定こども園」移行予定施設 | 2 |
| 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項 | 認定こども園 | 3 |
| 児童福祉法第6条の3第9項 | 家庭的保育事業(市町村長の認可) | 4 |
| 児童福祉法第6条の3第10項 | 小規模保育事業(市町村長の認可) | 5 |
| 児童福祉法第6条の3第11項 | 居宅訪問型保育事業(市町村長の認可) | 6 |
| 児童福祉法第6条の3第12項 | 事業所内保育事業(県知事の届出) | 7 |
| 児童福祉法第6条の3第13項 | 病児保育事業(県知事の届出) | 8 |
| 児童福祉法第6条の3第7項 | 一時預かり事業(県知事の届出) | 9 |
| 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号 | 離島その他の地域において特別保育を実施する施設(へき地保育所等) | 10 |
| 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 | ア) 第59条の2の規定により届け出をした施設(認証保育所、認可外保育所) イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第116条に定める両立支援等助成金の事業所内保育施設コース助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設 | 11 |
| 「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1(子ども・子育て支援法第59条の2第1項「仕事・子育て両立支援事業」のうちの「企業主導型保育事業等」) | 企業主導型保育事業 | 12 |